

賛成8 反対19 否決

〈提案理由〉
平成28年3月末を設置期間とする地域自治区について、市長は、期間満了後は設置しない方針ですが、市民の間には制度自体の理解が十分ではなく、今後の行政の進め方や住居表示の変更に伴う経費負担等に不安を抱える声も少なくありません。
こうした状況に鑑み、設置期間を一定期間延長し、地域自治区の意義や市長の目指す行政運営の仕組みについて、丁寧な説明と議論を尽くした上で最善の選択をするよう要望するものです。

期限延長発議を
可決
〔丁寧な住民説明と議論を
尽くし存廃判断を〕 市長に要望
発議案第17号 6月16日提出
賛成 16 反対 11

議員発議案は、来年3月31日で期限が切れる地域自治区の期限延長を求める「地域自治区の設置期間延長を求める要望書」を賛成多数で可決しました。

一方で、地域自治区の廃止に伴う関連議案3件が追加提案されましたが、「地域自治区の設置期間満了に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」を賛成少数で否決し、他2件の関連議案は一事不再議の原則に基づき、議決不要としました。なお、他の議案3件については、いずれも原案通り可決しました。

6月定例会のあらまし



地域自治区ってなんですか？

設置期限は平成28年3月31日

奥州市は、2市2町1村が合併して平成18年2月に誕生しました。この合併によって市域が拡大したことによる環境の変化を緩和するため、また、地域の声が届かなくなるのではという不安を解消するために、旧市町村を単位とした地域自治区制度を平成28年3月31日まで設置することとしました。

地域自治区を設置すると

各自治区に事務所を設けることが義務付けられるほか、自治区ごとに地域協議会を設置し、新市建設計画の進捗管理や自治区域内にすることについて協議をしてきました。

設置期限後はどうするの

設置期間終了後の取り扱いについては、新市において検討していくこととしていました。平成28年3月31日をもって合併特例法に基づく地域自治区制度は廃止されるため、地方自治法に規定する地域自治区制度と合併市としての地域自治区の在り方等、その後の市政運営をどのような仕組みで進めていくかについて判断していく必要があります。

市の考え方

(1) 地域自治区の設置

平成28年3月31日をもって地域自治区の設置を失効し、改めて条例等による設置を行わないことが適切な選択と考えています。

① 基礎自治体として一体感や統一感のある市政運営を重視

② 協働のまちづくりを軸に30の地区振興会を地域振興の単位として、それ

ぞれの地域がひかり輝くまちづくりを推進

③ 市民の意見を市政に届ける場として、地区振興会と市長が意見交換をする「市長と地域を語る会」、市政について市民と語り合う「市政懇談会」、地区からの要望を聞き取る「地区要望行政ヒアリング」などを実施

(2) 事務所の設置

事務所は引き続き設置します。

(3) 住所表示

現在の地域自治区の名称を冠しないものとして、住所表示から「区」がなくなります。

反対 提案の見送りは問題の先送りだ。はつきりと提案をして賛否を問うべきである。
反対 3月に採択した陳情を残すべきだ。本発議案が採択されれば優先されるとの主旨であり、陳情者の願意を変えてはならない。
反対 要望書という形で違和感がある。延長期間も曖昧で、市民にはより分かりにくくなる。

賛成 市民への情報量が少ない。また、行財政改革も含めた将来ビジョンの議論と大きな意識改革に一定の時間が必要である。
賛成 半年足らずで住民合意を得るには無理がある。市民理解を得ることが重要で、時間を掛け前に進むことを期待する。
賛成 今年1月の廃止表明には唐突感があつた。市民には、合併特例法による延長と地方自治法による設置の違いが理解されていない。

発議案第17号に対する討論

地域自治区の設置期間延長を求める要望書

奥州市長は、平成27年1月、合併から10年目を迎えて、平成28年3月末をもって設置期間満了となる「地域自治区」について、期間満了後においては、改めて条例等による地域自治区の設置をしないとする方針を議会に示した。

突然とも思える表明に、市内の住民団体からは「地域自治区存続に關わる陳情書」が提出され、去る3月の平成27年第1回市議会定例会において、地域自治区の存廢に関しては、市民の意見を十分に聞きながら、急ぐことなく手順を踏んで進めるべきとの観點から、当該陳情を「採択」している。

しかしながら、市長は方針どおり事務を進めのべく、5月に入り、市内各区において説明会を開催したところ、その結果は賛否両論があったものの、制度の周知不足を指摘するもの、住居表示の変更に伴う経費負担、さらには自治区廃止後の行政運営等に不安を抱えている声が少くなかった。

こうした状況に鑑み、さらに住民理解を深め、慎重に議論を尽くすことが必要であると考え、市議会として次の事項について要望書を提出するものである。

記

1 現行の合併協議に基づく地域自治区の設置期間を延長すること。ただし、延長期間は、現在の市長及び市議会議員の任期内とする。

2 地域自治区の意義や市長が目指す行政運営の仕組みについて、丁寧な住民説明を行うとともに議論を尽くし、改めて地域自治区を設置するかどうかを判断すること。

平成27年6月16日

奥州市長 小沢昌記様

岩手県奥州市議会